

遺伝子（DNA）検査約款

株式会社HUMEDIT

第1条（目的）

本約款は、株式会社HUMEDIT（以下、「当社」といいます。）が提供する遺伝子検査（以下、「本検査」といいます。）の利用条件を定めるものです。

第2条（定義）

本約款において使用する用語の定義は、以下の通りとします。

- 「本検査」とは、当社が提供する遺伝子（DNA）検査の総称をいいます。
- 「利用者」とは、本サービスを申し込み、当社の提供する遺伝子検査を受ける個人を指します。
- 「遺伝情報」とは、本サービスにより取得される個人の遺伝子情報を指します。
- 「擬母」とは、生物学的な母親かどうかを確認されていない状態の女性をいいます。
- 「擬父」とは、生物学的な父親かどうかを確認されていない状態の男性をいいます。

第3条（適用範囲）

本約款は、本サービスの利用に関する一切の關係に適用されるものとします。

第4条（検体の取り扱い）

検体採取においては、以下の通りとします。

1. 当社から提供された案内書に従い、正しい情報を提供し、検体の取り間違いがないように検体採取を行うものとします。
2. 提供された検体は、本サービスの目的の範囲内でのみ使用され、一定期間後に適切に廃棄されます。

第5条（未成年者に関する特別規定）

未成年者に関する特別規定において、以下の通りとします。

1. 未成年者が本検査を受ける場合、親権者または法定代理人の同意を得なければならない。

2. 親権者または法定代理人は、未成年者に代わって本約款に同意し、検査の申し込みを行うものとする。
3. 未成年者の個人情報、特に慎重に取り扱われるものとし、その保護には十分な注意を払うものとする。
4. 未成年者の検査結果は、原則として親権者または法定代理人に対してのみ開示されるものとする。ただし、未成年者本人からの開示請求があった場合、当社は親権者または法定代理人と協議の上、適切に対応するものとする。
5. 未成年者が成年に達した後、本人から検査結果の開示請求があった場合、当社は速やかにこれに応じるものとする。
6. 当社は、未成年者の福祉と最善の利益を考慮し、必要に応じて専門家の助言を求めながら、本鑑定に関する決定を行うものとする。
7. 未成年者の検査結果およびDNAデータは、当該未成年者が成年に達する年齢に達するまで、または検査結果報告後20年間（どちらか長い方）保管される。この期間経過後、データは安全に破棄されるものとする。

第6条（未成年者の本人確認）

1. 未成年者検査を行う場合、年齢に応じた適切な本人確認書類の提示を求めます。
2. 乳幼児の場合は、母子健康手帳、乳幼児医療証、または健康保険証のいずれかを必要とします。
3. 未就学児童・生徒の場合は、健康保険証、学生証（写真付き）、または子ども医療証のいずれかを必要とします。
4. 全ての未成年者の検査において、親権者または法定代理人の本人確認書類の提示も必要となります。
5. 当社は、必要に応じて追加の本人確認書類の提示を求める権利を有します。

第7条（遺伝情報の取り扱い）

1. 当社は、利用者の遺伝情報を厳重に管理し、プライバシー保護に努めます。
2. 利用者の同意なく、遺伝情報を第三者に提供しません。ただし、法令に基づく場合を除きます。

第8条（検査結果に対する承諾）

検査結果（親子鑑定検査において）に対して、以下承諾したものとします。

1. 以下の場合、正確な鑑定結果が得られない可能性があるため、必ず鑑定開始前に当社に連絡するものとします。
 - 擬母もしくは擬父同士が近い血縁関係である場合
 - 擬母もしくは擬父が一卵性双生児である場合

2. 擬父、擬母および子供のDNAに生じた突然変異、欠損、置換、キメラ等の当社でコントロールできない理由により正しい鑑定結果が得られない可能性があることを承知し、万が一正しい結果が得られなかった場合でも、当社に一切の請求を行わないものとします。
3. この鑑定の結果はあくまでも生物学的、統計学的に解析したものであり、100%の正確な鑑定は理論上不可能であることを承知します。また、検体の状態によっては、正しい鑑定結果が得られない可能性があることも承知します。
4. 被験者が提供した情報をもとに鑑定を行い、得られた鑑定結果次第では擬父、擬母および子供に不利益をもたらす可能性があることを承知します。

第9条（結果報告予定日）

結果報告予定日は、以下の通りとします。

1. 結果報告予定日は、利用者の検体が当社に到着した日を0日目として30日以内でご報告いたします。
2. （親子鑑定検査において）結果報告予定日は、擬父、擬母および子供の全ての検体が当社に到着した日を0日目として10日前後でご報告いたします。
3. 擬父、擬母および子供の全ての検体到着日が異なる場合は、擬父、擬母および子供の全ての検体が揃った日より鑑定が開始され、結果報告予定日が確定いたします。
4. 検体の状態または郵送事故、郵送遅延による検体の損傷など、当社でコントロールできない理由により結果報告日が前後する場合がありますが、当社は一切の責任を負いません。

第10条（検査結果の報告）

検査結果の報告は、以下の通りとします。

1. 鑑定結果は、メールに添付されたPDFにより報告されます。
2. （親子鑑定検査において）DNA鑑定結果の報告は、以下のようになります。

-擬父が実際の生物学的父親と判定された場合：

『擬父名』は『母親名』の胎児の生物学的父親であると判定されます。
父性肯定確率は 99.9999999999%以上 です。

-擬父が生物学的父親ではないと判定された場合：

『擬父名』は『母親名』の胎児の生物学的父親であるとは確認されませんでした。
父性否定確率は 99.99%以上 です。

-体外受精などの理由により母子鑑定結果も併せて報告する場合：

母体血検査において『擬父名』と『母親名』の異なるSTRが検出されなかったことから、『母親名』が胎児の生物学的母親である可能性が高いと判断されます。この場合も、父性肯定確率は99.9999999999%以上です。

2. 利用者以外に検査結果が伝わることを防ぐ為に、電話やメールによる鑑定結果のお問い合わせには対応いたしかねます。
3. 検査中の進捗状況はお伝えすることができません。
4. 検査結果の再発行は、検査結果の報告日から1か月以内に申込者からの依頼があった場合に限り対応します。再発行方法および費用は以下の通りとします。
 - 書面による再発行：申込者の同意を得た上で、レターパックライトにより申込者指定の住所へ郵送し、手数料として3,300円（税込）を頂戴します。
 - メールによる再発行：申込者の同意を得た上で、申込者指定のメールアドレス宛に再送信し、手数料として11,000円（税込）を頂戴します。
5. 検査結果の報告日から1か月を経過した場合、検査結果の再発行には応じられません。

第11条（検査のキャンセル）

検査のキャンセルは、以下の通りとします。

1. 料金支払い後、申込者の都合によるキャンセルをされた場合は返金いたしかねます。
2. 商品の発送前かつ、検査申込から24時間以内の場合のみキャンセル・返金を受付いたします。
3. 検査の申込日より3ヶ月以内に検査が終了できない場合、申込者都合によるキャンセルとみなされます。
4. 各種資料が違法な手段で入手された、あるいは改ざん・改造が施されていたことが申し込み後に判明した場合、申込者もしくはその関係者が反社会的勢力などの構成員もしくは親交者であったことが判明した場合、その他当社が申込者との相互信頼関係が損なわれたと認めた場合は当社より業務を解消させていただきます。その場合においても一切の返金はなされません。

第12条（無料再検査とそれ以降の検査について）

本検査において、検体（スワブ等）のDNA量が不足する場合、まれに判定不能となることがあります。その際には、当社の判断により、再検査が必要となる場合があります。

1. 1回目の検査で「判定不能」という結果となった場合、無料再検査として2回目の検査をお受けいただくか、再検査はせずにキャンセルをしていただくかの二者択一となります。

ただし、中絶時における親子鑑定については、中絶検体による判定不能の場合、2回目の検査はお受けできません。なお、擬父または擬母の検体に起因する場合は再検査が可能です。

2. 2回目以降の検査の際にご提出いただく検体は、原則、口腔上皮に限ります。もし特殊検体をご提出いただく場合は特殊検体料金が別途発生し、検査期間が追加されます。
3. 2回目の検査でも「判定不能」という結果となった場合は検査終了とし、返金は一切ありません。なお3回目の検査を希望する場合は別途11,000円（税込み）にて再検査を実施することができます。
4. 3回目以降の再検査においては都度11,000円（税込み）が発生します。

第13条（お申込時の検査料金以外の費用）

お申込時の検査料金以外の費用について、以下承諾したものとします。

1. お申し込みいただいた検査の他に、検体採取キットの再発送や書面での結果報告書の追加発行等、利用者都合により別途料金が発生する場合は、ご依頼時の検査費用とは別に料金を請求させていただく場合があります。

第14条（検査結果受領後の追加検査について）

利用者が検査結果の報告を受けた後に、追加で別の検査対象者（擬父）の検体を提出し、追加検査を希望する場合の取扱いは、以下の通りとします。

初回検査結果の報告日から1か月以内に追加検体の検査を希望する場合は、擬父1名あたり33,000円（税込）の追加料金にて対応します。

初回検査結果の報告日から1か月を経過した場合は、新規検査として通常の検査料金を支払うものとします。

ただし、当社において利用者のDNA情報が保存されている期間内に限り、1か月経過後であっても擬父1名あたり33,000円（税込）の追加料金にて対応できるものとします。DNA情報の保存期間を経過した場合には、通常の検査料金を支払うものとします。

第15条（その他返金に関する事項）

その他返金に関する事項について、以下承諾したものとします。

1. 検体の状態または郵送事故、郵送遅延による検体の損傷など、当社でコントロールできない理由により結果報告日が遅延した場合、オプション料金を含む返金はいたしかねます。
2. 第12条第2項によるキャンセルの際、銀行振込手数料(クレジットカード決済の場合はカード決済手数料)は利用者の負担となります。
3. 万が一、当社のミスにより検査結果に誤りがあった場合、当社は利用者からいただいた検査費用の全額を返金し、利用者は返金された検査費用以上の請求は行わないこととします。

第16条（検体の保存および個人情報の保管）

検体の保存および個人情報の保管の提出について、以下承諾したものとします。

1. 利用者からのメール、個人情報は匿名化された状態でサービス向上のために活用されます。
2. 検体および検体から得られたデータは匿名化された状態で、遺伝病診断法の研究と鑑定精度向上のために活用されます。
3. 解析および研究が終了した検体は、申込者への通知・許可なく、指定の業者により破棄されます。
4. 別途プライバシーポリシーに定めた通りとなります。

第17条（免責事項）

免責事項について、以下承諾したものとします。

1. 検体の損傷、利用者による書類の記入ミス、または検体採取のミスなどによる結果判定ミスに関して、当社は一切の責任を負いません。
2. 当社が受領した検体においてDNA上で生じた突然変異、欠損、置換、キメラ等の当社でコントロールできない理由による結果判定ミスに関して、当社は一切の責任を負いません。
3. いかなる場合においても、本約款の返金規定以上の責任は負いかねます。

第18条（本約款の変更）

当社は、利用者に通知することなく、本約款を変更することができるものとします。変更後の本約款は、検体採取した時点から効力を生じるものとします。

第19条（準拠法及び管轄裁判所）

本約款に関する準拠法は、日本法とします。本約款に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

本約款は、令和6年9月18日から施行します。
令和7年4月11日に一部改正し、同日より施行します。
令和7年5月20日に一部改正し、同日より施行します。

株式会社HUMEDIT

代表取締役 関根 萌

プライバシーポリシー

株式会社HUMEDIT（以下「当社」といいます）は、お客様の個人情報保護の重要性について認識し、個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）に基づき、以下のとおりプライバシーポリシー（以下「本ポリシー」といいます）を定め、これを遵守することをお約束します。

1. 収集する個人情報

当社は、遺伝子（DNA）検査サービス（以下「本サービス」といいます）の提供にあたり、以下の個人情報を収集します：

- 氏名、住所、電話番号、メールアドレス等の連絡先情報
- 生年月日、性別
- 妊娠に関する情報（妊娠週数等）
- DNA検体（血液サンプル等）
- 家族関係に関する情報
- 支払い情報

2. 個人情報の利用目的

当社は、収集した個人情報を以下の目的で利用します：

1. 本サービスの提供および運営
2. 本サービスの実施と結果の報告
3. お客様からのお問い合わせへの対応
4. サービス品質向上のための分析および研究
5. 新サービスの開発
6. 当社からのお知らせや重要な更新の連絡

3. 個人情報の安全管理

当社は、個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏洩などのリスクに対して、以下の安全管理措置を講じます：

1. 個人情報へのアクセス制限
2. 従業員の教育訓練
3. 個人情報の匿名化処理
4. セキュリティシステムの導入
5. 定期的なセキュリティ監査の実施

4. 個人情報の第三者提供

当社は、以下のいずれかに該当する場合を除き、お客様の同意なく第三者に個人情報を提供いたしません：

法令に基づく場合

1. 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合
2. 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合
3. 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

5. 業務委託

当社は、個人情報の取り扱いの全部または一部を外部に委託する場合があります。その場合、当社は委託先に対し、個人情報の安全管理が図られるよう必要かつ適切な監督を行います。

6. 保有個人情報の開示・訂正・利用停止等

お客様は、当社が保有する個人情報の開示、訂正、追加または削除、利用停止または消去を請求することができます。請求の方法については、お問い合わせ窓口までご連絡ください。

7. DNAデータの取り扱い

1. DNAデータは特に機密性の高い情報として、厳重に管理します。
2. DNAデータは匿名化された状態で保管され、研究目的以外では個人を特定できない形で利用されます。
3. お客様のDNAデータは、鑑定結果報告後20年間保管され、その後安全に破棄されます。ただし、未成年者のデータについては、当該未成年者が成年に達する年齢に達するまで、または鑑定結果報告後20年間（どちらか長い方）保管されます。

8. 特殊な生殖補助医療に関する情報

当社は、代理出産や卵子提供など、特殊な生殖補助医療に関する情報を取り扱う場合があります。これらの情報は特に機密性の高いものとして扱い、関係者全員のプライバシーを最大限に尊重します。

9. 未成年者の個人情報

本サービスは、胎児に関する情報を含む未成年者の個人情報を取り扱います。未成年者の個人情報の取り扱いについては、親権者または法定代理人の同意を得た上で行います。

10. クッキーの使用

当社のウェブサイトでは、サービス向上のためにクッキーを使用しています。クッキーの使用を望まない場合は、ブラウザの設定で拒否することができます。

11. プライバシーポリシーの変更

当社は、必要に応じて本ポリシーを変更することがあります。重要な変更がある場合は、当社ウェブサイト上でお知らせします。

12. お問い合わせ窓口

本ポリシーに関するお問い合わせは、以下の窓口までご連絡ください：

株式会社HUMEDIT 個人情報保護担当 電話番号：03-6811-7372

制定日：令和6年9月25日 最終更新日：令和6年9月25日